

29神農工第7号

農業基盤整備促進事業暗渠排水工事 (2号)

特 記 仕 様 書

神崎市産業建設部農政水産課

## 第1章 総則

この特記仕様書は、「[29神農工第7号農業基盤整備促進事業暗渠排水工事（2号）](#)」に適用する。

また、本工事は、この特記仕様書による外、「土木工事等共通仕様書（平成29年4月佐賀県県土整備部、農林水産部及び地域交流部）」（以下、「共通仕様書」という。）及び「土木工事施工管理の手引き

（平成29年4月佐賀県県土整備部、農林水産部及び地域交流部）」（以下、「施工管理の手引き」という。）に基づいて実施する。

なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特記仕様書によるものとする。

## 第2章 工事内容

### 1. 工事場所

神崎市神埼町、千代田町地内

### 2. 工事概要

本工事の概要は次のとおりである。

暗渠排水工 A=71.66ha

### 3. 工事数量

別紙「工事数量総括表」のとおりである。

## 第3章 施工条件

### 1. 工程制限

ほ場内の工事は、水稻又は、大豆収穫後でなければ工事着手できない。

### 2. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日としては、雨天・休日等を見込んでいる。

なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、[夏季休暇及び年末年始休暇](#)を含んでいる。

## 第4章 現場条件

### 1. 土質

本工事の施工場所の土質は、共通仕様書第4章第2節第1項表4-1に示す粘性土を想定している。

### 2. 関連工事

本工事に隣接して農業基盤整備促進事業暗渠排水工事、国営及び県営クリーク整備事業を同時期に予定しているため、監督員及び関連する工事責任者と十分連絡、打合せを行い、工事工程に支障が生じないように調整しなければならない。

### 3. 第三者に対する措置

#### (1) 騒音、振動対策

騒音、振動等の対策については、十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。

なお、第三者との協議において対策を講じる必要がある場合には、本工事に騒音、振動調査を変更追加することがある。

## (2) 交通安全対策

本工事期間中、資材等の運搬や作業時に道路を使用する場合、一般車両等の通行に支障を来さないよう十分配慮するとともに、交通の安全につき講じるべき必要な措置について看板等の安全対策を講じなければならない。

## (3) 営農対策

本工事の施工に当たっては、隣接農地の営農に支障を及ぼさないように努めなければならない。

また、農地への進入路を確保するとともに地権者等と十分な連絡調整を行わなければならない。

## (4) 土砂流出防止対策

本工事の施工に当たっては、工事区域外への土砂流出防止等に十分留意しなければならない。

## (5) 関係機関との調整

本工事の施工に際し、市と神崎市土地改良区間で締結する「暗渠排水測量設計・現場技術業務委託」に基づき、関係機関との調整・地権者等からの要望については神崎市土地改良区の技術指導を受け、監督員に連絡を行い、指示に従うものとする。

## 第5章 工사용電力

本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。

## 第6章 工사용材料

### 1. 規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりである。

材料名	材質・規格等	備考
吸水管	ポリエチレン製有孔管 (内径50mm)	JIS K 6761
吐出管	硬質ポリ塩化ビニル管 (VU直管) 呼び径50mm	JIS K 6741
立上り保護管	硬質ポリ塩化ビニル管 (VU直管) 呼び径65mm	JIS K 6741
水甲	ネジ式水甲 呼び径50mm、チェーン及び取付金具はSUS製	
疎水材	ボラ土 径7mm～40mm程度	

### 2. 見本又は資料提出

上記「1. 規格及び品質」に示す主要材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督員に提出して承諾を得なければならない。なお、提出された試験成績書等に基づき、管材料及びボラ土の検収・試験立会を使用前に実施する。

また、これ以外の材料についても監督員が提出及び立会を指示する場合がある。

## 第7章 施工

### 1. 一般事項

#### (1) 検測又は確認 (施工段階確認)

1) 本工事の施工段階においては、下表に示すとおり、検測又は確認を受けるものとする。

- ただし、確認時期・頻度については、監督員の指示により変更する場合がある。
- 2) 施工段階確認を受けようとするとき、監督員に施工段階確認願いを提出する。  
また、確認後は、施工段階確認結果を提出する。
  - 3) 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督員が求めた場合、これに応じなければならない。
  - 4) 施工段階確認結果において、管理基準値及び規格値から外れたものが確認された場合、受注者は、以下の対応を行わなければならない。  
なお、詳細については、監督員の指示によるものとする。
    - ① 管理基準値から外れた場合、施工方法の改善策を監督員に報告しなければならない。
    - ② 規格値から外れた場合、手直し工事を行うとともに、施工方法の改善策を監督員に報告しなければならない。
 なお、手直し箇所については、再度、施工段階確認を受けるものとする。

工種	確認内容	確認時期・頻度	備考
暗渠排水位置	配置確認	10ha/箇所	
掘削(床掘)	床掘状況 幅 深さ	床掘完了時・10ha/箇所	
吸水管	布設深 間隔	吸水渠布設時・10ha/箇所	
疎水材	幅、厚さ	疎水材埋戻時・10ha/箇所	
排水口	I～IV型確認	排水管布設時・10ha/箇所	

## (2) その他

- 1) 工事施工に先立ち、地区境杭及びその他の杭については、事前に現地で確認しなければならない。  
なお、これらの杭については、工事施工中においても移動しないよう留意するものとし、必要に応じて控杭等を設けなければならない。
- 2) 工事施工に先立ち、極力地区外の排水は、これを遮断し地区内への流入を防ぐとともに、施工に当たっては、なるべく地区内の地表水及び地下水を排除した状態で施工するものとする。  
なお、工事中滞水が生じたときは速やかに排除しなくてはならない。
- 3) 施工に際しては、監督員、地権者等と連絡を密にし、工事等に影響が生じないように留意するものとする。

## 2. 暗渠排水工

- (1) 吸水管布設は、トレンチャー(自動埋設型)での一連施工を標準とする。  
なお、トレンチャーは、管の埋設深さを上下に調整可能な装置を有するものでなければならない。
- (2) トレンチャー走行範囲内に不陸がある場合、施工に先立ち、ブルドーザー等で不陸を修正しなければならない。
- (3) 掘削は、下流側より上流側に向かって蛇行しないよう施工し、掘削深が水路側0.7m、道路側0.5mになるよう縦断勾配を0.2%付けるものとする。  
なお、縦断勾配も凸凹がないよう逆勾配に注意すること。

- (4) 吐出管布設は、0.7～0.8mの掘削を標準とする。
- (5) 掘削に当たっては、既設埋設管等（パイプライン、排水管）に十分注意し施工するものとする。  
なお、破損等が生じた場合、受注者の責任において修復するものとする。
- (6) 水路側の排水管理設に当たっては、人力タコ等により漏水がないよう十分締め固めを行うものとする。また、畦畔及び水路側法面は人力土羽打ちを行うものとする。  
疎水材はボラ土を使用し、トラックでの搬入とするが、そのトラック搬入に際し、農道等を破損しないよう十分注意すること。
- (7) 疎水材は投入後の深さが所定の深さとなるように施工し、表土部の埋め戻しはブルドーザーにより施工するが、営農機械の練り込み等が生じないように、十分締め固めを行わなければならない。
- (8) 排水路側の疎水材の投入位置は、排水管上流端までとする。
- (9) 管の継手は引っ張り及びその他の衝撃によって外れないよう、専用の固定（突起固定、接着固定）をしなければならない。  
また、離脱防止に努めなければならない。
- (10) 工程は常にチェックし、次期作物に支障のないように注意するものとする。
- (11) 暗渠排水に使用する材料は、材質・形状等品質保持に注意して、管理・保管しなければならない。
- (12) 疎水材については、施工箇所に集積するものとする。

## 第8章 施工管理

### 1. 主任技術者等の資格

主任技術者又は、監理技術者の資格は、入札説明書によるものとする。

### 2. 施工管理

施工管理については、「施工管理の手引き」によるものとする。

## 第9章 履行報告

受注者は、他工事との工程調整が必要な工事や、工事完成の遅れにより社会的影響が大きい工事等の場合は、監督員の指示により工事履行報告書を作成・提出しなければならない。

## 第10章 条件変更の補足事項

本工事の施工に当たり、自然的又は、人為的な施工条件が設計図書と異なる場合、あるいは、設計図書に明示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

- (1) 土質
- (2) 転石の出現
- (3) 地下埋設物（埋蔵文化財を含む）の出現
- (4) 異常湧水等の出現
- (5) その他

## 第11章 その他

### 1. 個人情報の取扱い

本工事により知り得た個人情報については、本工事施工のためだけに使用するものとし、そ

れ以外の目的に使用することを禁ずる。

また、個人情報に記載された図面等については、受注者の責任において厳正に管理し、廃棄を行う場合においては、第三者に漏洩することがないように適切に処理するものとする。

## 2. 資材等の市内優先活用

受注者は、工事に使用する資材等の市内優先調達及び市内技術者、作業員等の優先活用に努めること。

## 3. 地域貢献

本工事の施工に際して、農業基盤整備促進事業の事業目的に鑑み、地域の農業関係者と協議を密にするとともに、地域貢献に努めること。

## 第12章 定めなき事項

この特記仕様書に定めない事項又は、本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督員と協議するものとする。

## 概算数量発注方式に関する特記仕様書

この特記仕様書は、「29 神農工第 7 号 農業基盤整備促進事業暗渠排水工事 (2 号)」に適用する。

1. 本設計は、「概算数量発注方式」により積算したものである。  
また、当初数量総括表上の数量については、全て概数である。  
なお、変更設計数量は「施工計画図書」及び協議資料により確定するものとする。
2. 受注者は、監督員と現場立会を行い、速やかに「測量計画書」を作成し提出する。  
また、その計画書に基づき現地調査及び測量を行い、「施工計画図書」を作成するものとする。
3. 受注者は、作成した「施工計画図書」を監督員に提出し、承諾を得なければならない。
4. 受注者は、承諾された「施工計画図書」に基づき工事を実施する。  
なお、その後、工事内容に変更が生じた場合、工事打合せ簿でその旨報告する。
5. 第 2 項でいう「測量計画書」とは、「施工計画図書」を作成するために必要な現地測量等に係る計画だけを記載した計画書をいう。
6. 第 2 項～第 5 項でいう「施工計画図書」とは、監督員が提示した設計図書及び現場立会に基づき、請負者が現地調査、測量を行い、この結果をまとめた下記の図書をいう。  
(ア) 平面図、縦横断図、構造図、展開図等の計画図面  
(イ) 構造物、土工、仮設工等の計画数量計算書  
(ウ) 以上の結果に基づく、施工計画書
7. 「測量計画書」及び「施工計画図書」の作成に要する費用は、共通仮設費率内の準備費（現場調査、測量、丁張設置に要する費用）と技術管理費に含まれるため、別途積上げはしない。
8. 受注者は、本工事に関して、疑義が生じた場合には、その都度、監督員に連絡、協議し、承諾若しくは指示を受けなければならない。

(別紙)

1. 「測量計画書」、「施工計画図書」作成時の留意事項

- (1) 工事施工に先立ち、監督員及び地権者等の立会のもと、現地確認を受けなければならない。
- (2) 暗渠排水工の配置は、標準圃区で設計しているため、着工前測量を行い、吸水暗渠及び排水口の配置図を作成しなければならない。
- (3) 吸水暗渠の配置図を監督員に提出し、承諾を得た上で現場着工するものとする。  
なお、配置図作成に当たっては、次の点に留意することとする。
  - 1) 耕区の形状は、単一耕作者の境界で区切った水田を一耕区として配置割を計画することとする。
  - 2) 耕区境界は、現地において監督員及び関係者立会により確認を行う。
  - 3) 吸水渠は、10m間隔を標準とし吸水渠を配置する。  
なお、配置本数は、既設暗渠の本数を基本とする。
  - 4) 吸水管は、支配延長120m未満は管径55mm（内径50mm）、100m～200m未満は管径65mm（内径60mm）、200m以上は75mm（内径70mm）とする。
- (4) 吸水管口径が変わるような単路線延長の場合は、異形ソケットで接合する。
- (5) 排水口に使用する吐出管の規格は、吸水管末端の口径（内径50, 60, 70mm）に併せて選定する。